

平成30年8月22日
金融庁

銀行カードローンの実態調査結果について

1. 背景

貸金業法改正による規制の強化等により、2006年以降、貸金業者による消費者向け貸付残高は大幅に減少した。一方、銀行カードローンについては、近年、融資残高が増加し、過剰な貸付けが行われているのではないかと、多重債務問題の再燃につながるのではないかとといった批判・指摘等がなされてきた。

全国銀行協会では2017年3月に「銀行による消費者向け貸付けに係る申し合わせ」(以下、「申し合わせ」という。)を行い、各銀行は、申し合わせを踏まえた業務運営の見直しを検討・実施している。

金融庁は、融資審査の厳格化を徹底し、業務運営の適正化をスピード感を持って推進するため、2017年9月から、銀行カードローン残高の多い先を中心とする12行に立入検査を実施し、その結果を本年(2018年)1月26日に「銀行カードローン検査 中間とりまとめ」(以下、「中間とりまとめ」という。)として公表した。

検査実施先の銀行については、検査を通じて業務運営の見直しを促し、多重債務の発生抑制や利用者保護等の観点を踏まえた態勢の整備に一定の改善が見られたところであるが、一部に対応を検討中の銀行もあったことから、モニタリングを通じて対応の進捗を確認してきた。

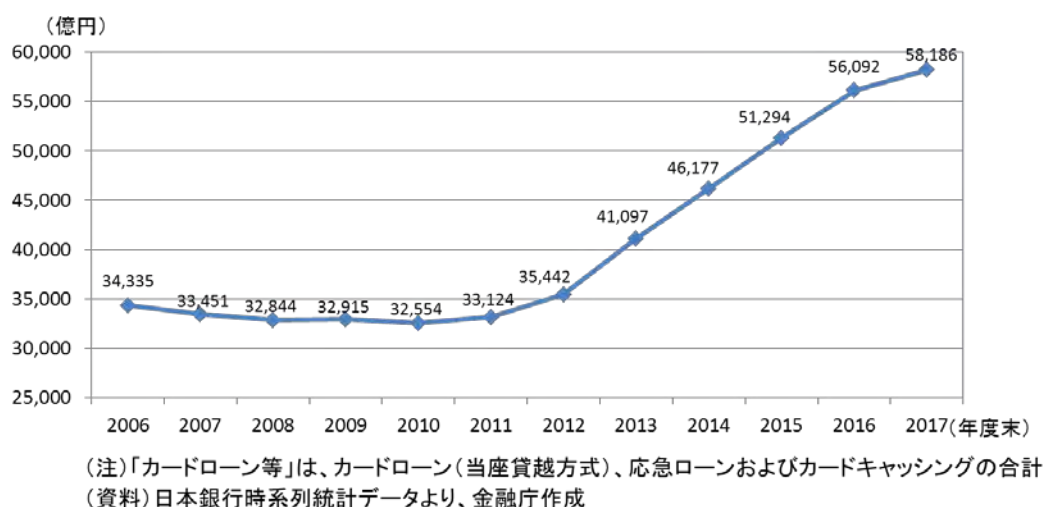
他方、検査実施先以外の銀行についても、多くの銀行がカードローンを取り扱っており、申し合わせや中間とりまとめを踏まえた取組みを促し、業界全体の業務運営水準の引上げを行う必要がある。

このため、本年3月、検査実施先以外の銀行に対して調査票を発出し、申し合わせ以降の取組みについて実態把握を行った。また併せて、検査実施先の銀行についても、直近の業務運営の見直しの状況を確認した。

(参考) 足元の銀行カードローンの残高推移について

申し合わせ以降、銀行業界におけるカードローン残高の伸び率は鈍化しており、個別には減少に転じている銀行も見られるところである。要因は区々であると思われるが、申し合わせ等を踏まえた各銀行における業務運営の見直しに伴う面もあるものと考えられる。

図表 I：国内銀行のカードローン等残高の推移

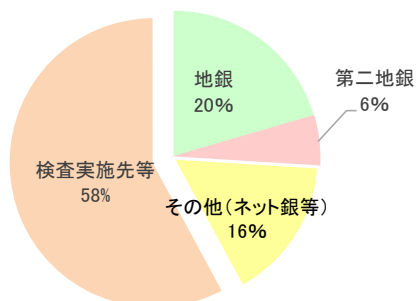


2. 実態調査の方法

(1) 対象行：108行

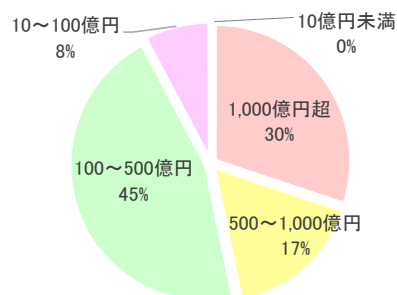
※ 銀行カードローンを取り扱っている銀行のうち、2017年9月以降の検査実施先を除く

図表 II-1：銀行カードローン残高(業態別)



(資料)日銀統計及び当庁アンケートより、金融庁作成

図表 II-2：銀行カードローン残高(残高別)



(資料)金融庁

(2) 基準日等：2018年2月末時点の状況について、調査票形式で実施。

(3) 着眼点(カードローン検査時と同様)

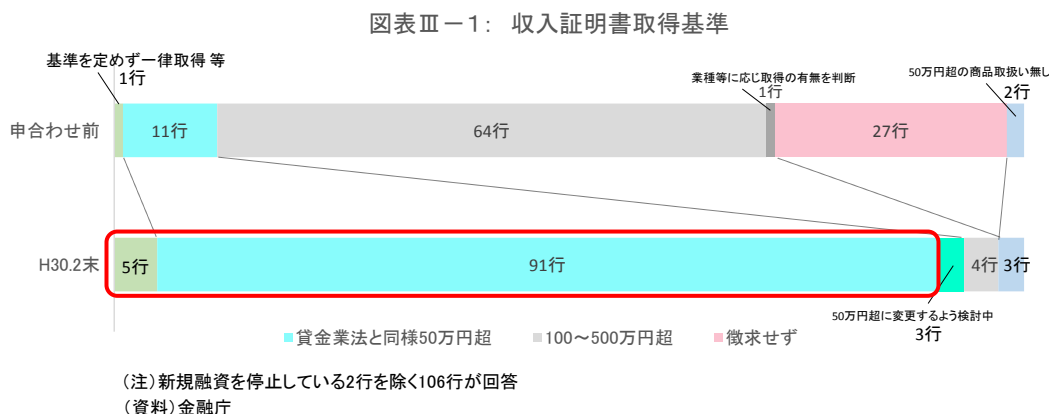
- ① 過剰な貸付けを防止するための融資審査態勢(年収証明書の取得、融資上限枠の設定など)が構築されているか
- ② 保証会社の審査に過度に依存していないか
- ③ 融資実行後も、定期的に顧客の状況変化を把握しているか
- ④ 配慮に欠けた広告宣伝を行っていないか
- ⑤ 支店や行員に対する業績評価体系

3. 実態調査の結果

(1) 過剰な貸付けを防止するための融資審査態勢

① 年収証明書の取得基準

年収証明書の取得基準について、貸金業法上の取得基準（新規融資実行の融資極度額 50 万円超）と同水準もしくはより厳格な基準を設定している銀行は、申し合わせ前は約 1 割（12 行）にとどまっていたが、申し合わせ後は、約 9 割（96 行）に増加している。



《今後の課題》

年収証明書の取得基準については、ほぼ全ての銀行において、貸金業法上の取得基準と同水準もしくはより厳格な基準を設定しており、申し合わせ前と比べて、基準の引下げ・厳格化が大きく進んでいる。

他方、引き続き年収証明書の取得基準が貸金業法上の水準を超えている銀行に対しては、必要な改善を促していく。

② 年収債務比率による融資上限枠の設定

a) 融資上限枠の設定状況

年収債務比率による融資上限枠を設定している銀行は、申し合わせ前は約 5 割（58 行）にとどまっていたが、申し合わせ後は、約 9 割（93 行）に増加しており、残る約 1 割にあたる 13 行のうち 7 行は今後、設定を予定している。

図表Ⅲ－2： 融資上限枠の設定の有無



(注) 新規融資を停止している2行を除く106行が回答

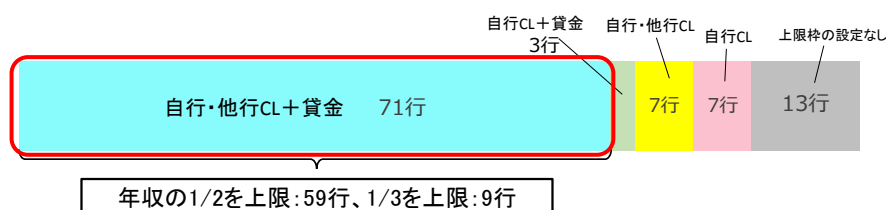
(資料) 金融庁

b) 融資上限枠の適切性

申し合わせに則した形で自行・他行カードローン及び貸金業者貸付を勧案して融資上限枠を設定している銀行は約7割（71行）となっている。このうち、年収の2分の1を上限に設定している銀行は約8割（59行）と最も多く、年収の3分の1を上限としている銀行も約1割（9行）あった。これらの中には、顧客の返済能力をより適切に把握する観点から、自行・他行のフリーローン等の無担保貸付残高も含めて勧案している銀行も見られた。

一方、融資上限枠を設定していない銀行が約1割（13行）あるほか、申し合わせに則した形で借入額を勧案していない銀行も2割弱（17行）存在している。

図表Ⅲ－3： 融資上限枠の設定において勧案する借入種別の内訳



(注) 新規融資を停止している2行を除く106行が回答

このほか、返済比率(年間返済額/年収)等により、融資上限を設定している銀行が5行あり。

(資料) 金融庁

図表Ⅲ－4： 融資上限枠の設定状況

		勧案する主な債務の種類				融資上限枠なし
		自・他行CL+貸金	自行CL+貸金	自・他行CL	自行CL	
計		71行	3行	7行	7行	13行
融資上限	年収1/3	9行	2行	3行	2行	
	年収1/2	59行	1行	3行	1行	
	年収同額	3行	-	1行	4行	

(注) フリーローン等を勧案している銀行を含む

(資料) 金融庁

《今後の課題》

申し合わせ後においては、約9割の銀行が、何らかの融資上限枠を設定しており、うち約7割（68行）の銀行が自行・他行カードローン及び貸金業者貸付を勘案して年収の2分の1又は3分の1を上限とする等、融資審査態勢に一定の改善が認められる。

一方、融資上限枠を設定していない銀行のほか、融資上限枠を設定していても、他行カードローンを勘案していない銀行、貸金業者貸付を勘案していない銀行、他行カードローン及び貸金業者貸付のいずれも勘案していない銀行も、未だ存在している。

多重債務の発生抑制の観点からは、融資審査において、顧客の収入状況だけでなく、顧客の借入状況も適切に勘案する必要がある。その際には、銀行カードローンの融資残高が近年増加している状況も踏まえ、貸金業者貸付や自行カードローンのみならず、他行のカードローンも勘案することが重要である。

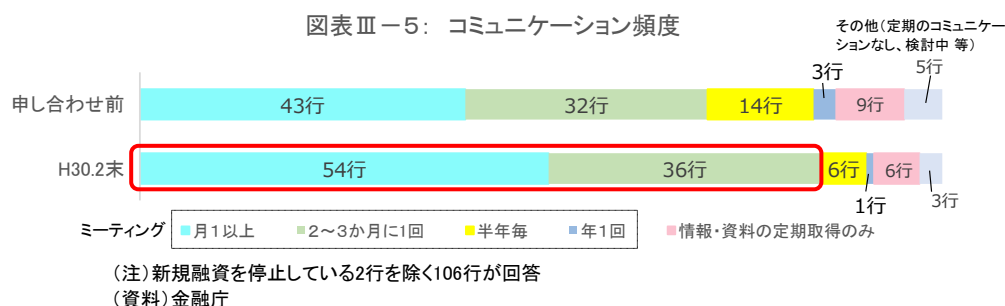
今後、融資上限枠を設定していない銀行はもとより、融資上限枠を設定しているが、顧客の借入状況の把握が不十分な銀行や、融資上限枠の設定根拠に疑義がある銀行に対しては、必要な改善を促していく。

なお、顧客の借入状況の把握にあたって重要となる信用情報機関の登録情報については、精度にばらつきがあるとの課題が認められている。このため、昨年11月に当庁に設置した「信用情報のあり方PT」において、関係機関とも連携のうえ、具体的な対応策等について検討を進めている。

（2）保証会社の審査への過度な依存

① 保証会社とのコミュニケーションの頻度

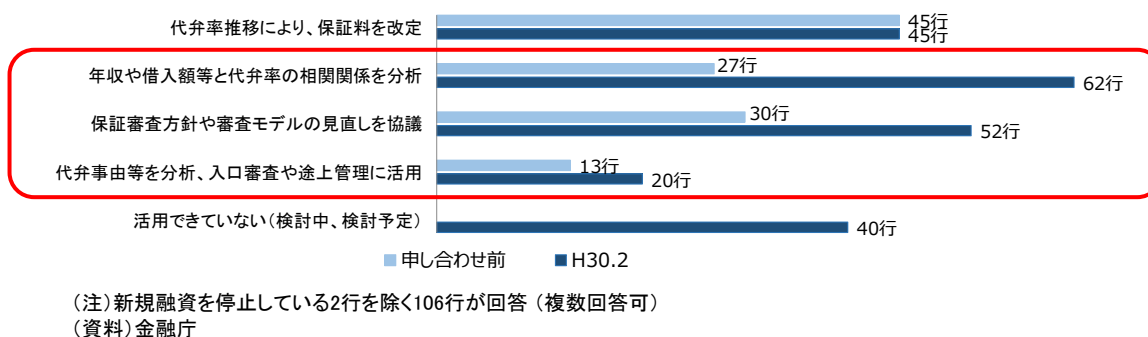
保証会社との間で定期的なコミュニケーションを実施している銀行は、月1回以上の頻度で実施している銀行が約5割に増加（申し合わせ前：43行→申し合わせ後：54行）、最低2～3か月に1回の頻度で実施している銀行が8割強に増加（申し合わせ前：75行→申し合わせ後：90行）している。



② 代弁率の推移等の情報の活用

代弁率の推移等の情報について、申し合わせ前は、保証料改定に活用するにとどまる銀行が多かったが、申し合わせ後は、①年収や借入額との相関関係を分析する銀行（申し合わせ前：27行→申し合わせ後：62行）や、②保証審査方針や審査モデルの見直しを協議する銀行（申し合わせ前：30行→申し合わせ後：52行）、③代弁事由等を分析し、入口審査・途上管理に活用する銀行（申し合わせ前：13行→申し合わせ後：20行）が増加するなど、保証会社による代弁状況を分析し、審査の高度化に活用する動きが見られる。他方で、保証会社から入手した情報について「活用できていない」銀行も、「検討中、検討予定」の銀行を含めて約4割（40行）存在する。

図表Ⅲ－6： 保証会社からの入手情報の活用状況

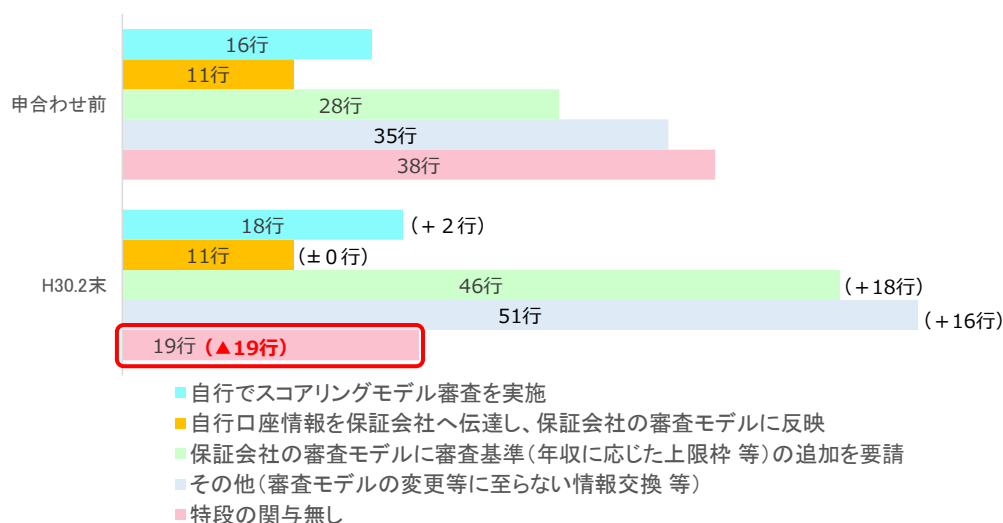


③ 保証会社の審査への関与

銀行カードローンの融資審査において、多くの銀行では、反社会的勢力の該当性等の顧客属性の確認のほか、年収証明書の取得等による収入状況の確認、給与振込等の銀行取引状況の確認などにより自行審査を行っているが、銀行自ら審査モデル（スコアリングモデル）を構築して与信審査を行っている銀行は、申し合わせ後においても全体の1割強（18行）に過ぎない。

したがって、大多数の銀行は、保証会社のスコアリング審査に依拠することとなるが、これらの銀行においても、申し合わせ以降、保証会社に対して、審査基準の追加を要請すること（46行）などにより、保証会社審査への関与を強める動きが見られる。他方で、2割弱の銀行（19行）では、引き続き、保証会社の審査に「特段の関与無し」と回答している。

図表Ⅲ－7： 保証会社の審査への関与



(注) 新規融資を停止している2行を除く106行が回答(複数回答可)
 (資料) 金融庁

《今後の課題》

申し合わせ以降、多くの銀行が保証会社とのコミュニケーションを増やし、代弁率の推移等の分析や審査基準の追加等により保証会社審査への関与を強めているが、保証会社から入手した情報を十分に活用できていない銀行や、保証会社の審査に主体的に関与していない銀行も一定程度見られる。

保証会社との定期的なコミュニケーションを通じて、年収や借入額等、顧客属性に応じた代弁率の推移や代弁事由を分析し、その結果を踏まえて、審査基準やスコアリングモデルの見直しを行うなど、保証会社の審査に銀行として主体的に関与することが重要である。また、その際には、銀行自ら保有する顧客情報や取引情報を活用することも有益である。

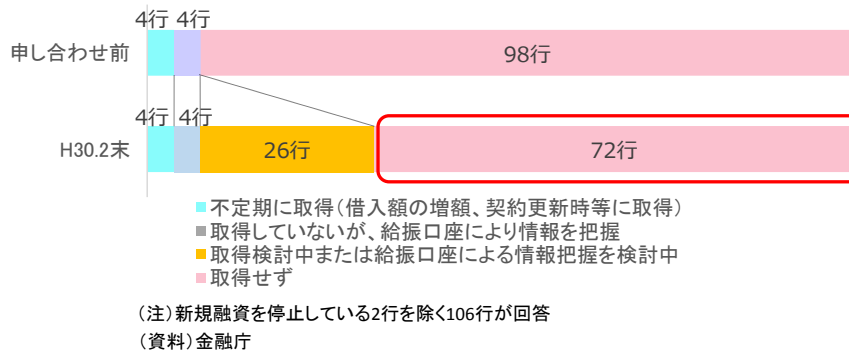
今後、保証会社とのコミュニケーションや保証審査への関与が十分でない銀行に対しては、必要な改善を促していく。

(3) 融資実行後の定期的な顧客の状況変化の把握(途上管理)

① 年収証明書の再取得の状況

融資実行後、顧客の返済能力の変化を把握するために、年収証明書を定期的に取り得ている銀行はなく、顧客からの勤務先変更の申出時等に不定期に取り得ている銀行(4行)や、給与振込口座情報により年収を推計している銀行(4行)が一部に見られる程度となっている。顧客の収入状況の把握のための具体的な方法を検討中としている銀行も2割程度(26行)にとどまる。

図表Ⅲ－8：貸付後の収入証明書取得状況



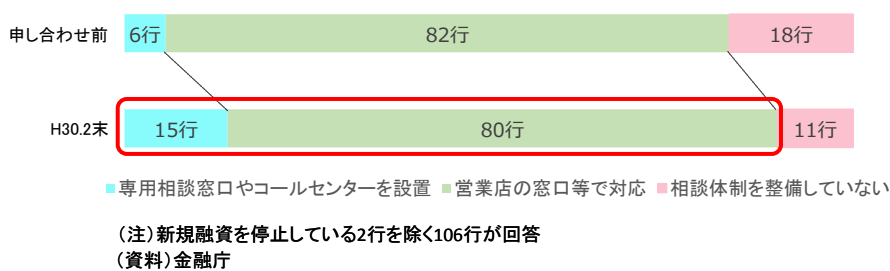
② 信用情報機関への照会

融資実行後、銀行又は保証会社のいずれからも、信用情報機関に対して顧客の信用情報を照会していない銀行は、約2割に減少（申し合わせ前：39行→申し合わせ後：20行）しているとともに、信用情報機関への照会について検討中としている銀行も約1割（12行）存在している。

③ 相談体制の整備等

カードローン返済に関する顧客からの相談体制については、何らかの相談体制を整備している銀行は、9割近くに増加（申し合わせ前：88行→申し合わせ後：95行）し、整備していない銀行は1割程度（申し合わせ前：18行→申し合わせ後：11行）に減少している。他方で、営業店の窓口等で対応している銀行や、未整備の銀行の中には、専用窓口の設置等を検討している銀行（6行、7行）もある。

図表Ⅲ－9：カードローン返済に関する相談体制の整備



《今後の課題》

多重債務の発生抑制の観点からは、融資実行時のみならず、途上管理において、顧客の返済能力の変化を適時適切に把握することが重要であるが、ほぼ全ての銀行において、こうした途上管理態勢の構築は不十分となっている。この点について、検査実施先の銀行では、例えば、融資実行後の顧客の年齢等の属性の変化に応じ、リスクの高い層からの年収証明書の再取得を開始するなど、途上管理態勢の改善に向けた取組みも見られるところである。各銀行においては、こうした事

例も参考に、速やかに途上管理態勢の構築を図る必要がある。

加えて、返済等に係る顧客からの相談対応を充実させることや、顧客の状況に応じて返済猶予・金利減免等の救済措置を適切に実施することも重要である。

今後、ベストプラクティスの収集・共有等により、各銀行における途上管理態勢の構築を促していく。

(4) 広告・宣伝の見直し

① 広告・宣伝における表現

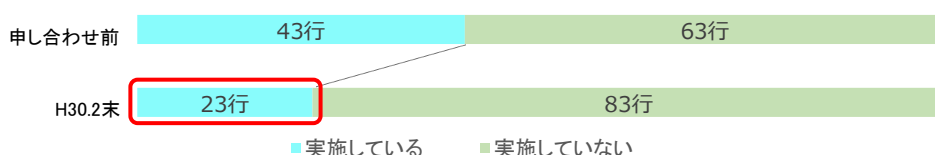
申し合わせ前は、約7割(71行)の銀行が広告・宣伝において、「年収証明書不要」等の不適切な文言を用いていたが、申し合わせ後は、全ての銀行においてこうした不適切な文言を削除している。

② テレビCMの実施状況

テレビCMを実施している銀行は、申し合わせ後、全体の約2割(申し合わせ前：43行→申し合わせ後：23行)と、申し合わせ前に比べてほぼ半減している。

また、現在テレビCMを実施している銀行についても、ほぼ全ての銀行(21行)が、貸金業の自主規制ガイドライン上の本数(月間100本以内等)や放送自粛時間帯(午前7時～午前9時、午後5時～午後10時)と同水準としており、残りの銀行(2行)でも、同水準とする方向で見直しを予定している。

図表Ⅲ－10： テレビCMの実施状況

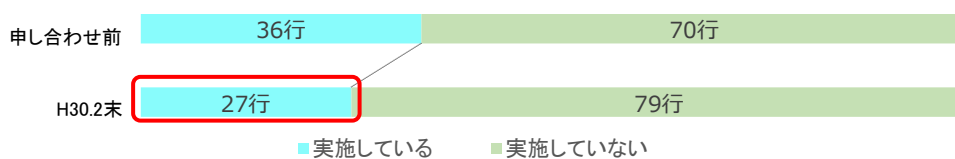


(注) 新規融資を停止している2行を除く106行が回答
(資料) 金融庁

③ アフィリエイト広告の実施状況

インターネット上の比較サイト等に広告を出稿する、いわゆる「アフィリエイト広告」を実施している銀行は3割弱に減少(申し合わせ前：36行→申し合わせ後：27行)しているが、このうち、ほぼ全ての銀行(25行)が、広告代理店と協働して、広告の掲載状況(広告表現、掲載位置、掲載サイト)をサイトパトロールする等、掲載された広告内容に係る定期的なモニタリングを実施し、過剰な表現・過度な露出とならないよう、広告の適切性を確認している。

図表Ⅲ－11：アフィリエイト広告の実施状況



(注)新規融資を停止している2行を除く106行が回答
(資料)金融庁

《今後の課題》

広告・宣伝については、ほぼ全ての銀行において、改善に向けた取組みが大きく進んだものと認められる。

銀行カードローンについては、広告・宣伝による販売促進効果が大きいとされていることから、各銀行において、多重債務の発生抑制の観点から、広告・宣伝内容等に係る出稿時の事前チェック、放映・掲載後の事後モニタリングを実施し、必要に応じて内容等の見直しを行うことが重要である。

今後、広告・宣伝に係るモニタリング等の十分でない銀行に対しては、必要な改善を促していく。

(5) 業績評価体系

営業店担当者に対して、数値目標等を設定している銀行は、申し合わせ後、全体の約1割（申し合わせ前：19行→申し合わせ後：9行）まで減少しており、このうち、当該数値目標の廃止を予定している銀行（2行）や業績評価に係る配点の引下げを予定している銀行（1行）がある等、数値目標による業績評価を見直す動きも見られる。

図表Ⅲ－12：営業店担当者への数値目標設定の有無



(注)新規融資を停止している2行を除く106行が回答
(資料)金融庁

《今後の課題》

営業店担当者に銀行カードローン契約の数値目標を課すことは、ノルマ達成に向けて顧客のニーズに合致しない過度な営業推進に繋がる可能性が高い。このため、こうした数値目標を設定している銀行は業績評価制度を見直す必要があり、必要な

改善を促していく。

(6) フリーローン、おまとめローン

カードローン以外にも、「フリーローン」等の商品名で提供している消費者向け無担保融資については、ほぼ全ての銀行（103行）で取扱いがあるが、このうち、申し合わせ後、カードローンと同様の融資審査態勢を構築している銀行は約5割（55行）にとどまる。

また、「おまとめローン」等の商品名で提供している他の貸金業者や他行カードローンの一括借換え融資については、約5割（56行）の銀行で取扱いがあるが、融資実行の際に他社・他行への返済状況の確認等を実施している銀行は、このうちの約7割（44行）にとどまる。

《今後の課題》

貸金業法における多重債務の発生抑制の趣旨や利用者保護等の観点を踏まえた融資審査態勢の構築は、銀行カードローンだけではなく、フリーローンをはじめとする銀行のその他の消費者向け無担保貸付においても、同様に重要である。

また、おまとめローンについては、融資実行のタイミングで仮に他社・他行からの借入の返済がなされていない場合には、顧客に対する過剰貸付に繋がりがねない。このため、おまとめローンの提供にあたっては、他社・他行への返済確認を厳格に行う必要がある。

今後、フリーローンやおまとめローン等についても、銀行カードローンと同様に、必要な改善を促していく。

4. 検査実施先の業務運営の改善状況について

2017年9月以降の銀行カードローンに係る検査実施先（12行）については、検査を通じて業務運営の改善を促したが、一部に対応を検討中の銀行もあったことから、モニタリングを通じて対応の進捗を確認してきた。今般、改めて直近の業務運営の改善状況を調査したところ、融資上限枠の設定や保証会社審査への関与の動きが一層進んでいるほか、顧客属性等に鑑み収入が変動した可能性が高い顧客層から年収証明書の再取得に着手するなど、途上管理態勢の構築に向けた動きが見られる。

図表Ⅳ： 検査実施先（12行）の業務運営の改善状況

項目	申し合わせ以前	検査実施時点	直近の状況
融資審査態勢			
年収証明書の取得基準	全行が200～500万円超	11行が貸金業法と同水準の50万円超に引下げ	全行が50万円超に引下げ
融資上限枠	各銀行で区々（年収と同額まで、他行融資を勘案しないなど）	7行が他行等からの借入額を含め年収の2分の1までに引下げ	10行が他行等からの借入額を含め年収の2分の1まで
保証会社審査への依存	9行が返済能力審査を保証会社に依存	うち6行が自ら審査モデルを整備するなどの動き	11行が自行審査モデルの整備や自行取引情報の活用などの動き
途上管理			
途上管理	8行が自ら途上管理を実施せず	3行が自ら能動的に収入等の状況を確認するなどの動き	9行が年収証明書を再取得するなどの途上管理に着手
相談対応	5行が相談窓口で返済期間猶予等に対応		10行が専用の相談窓口を設置するなどの顧客相談対応を拡充
広告・宣伝			
広告・宣伝	全行が「年収証明書不要」等の不適切文言あり	全行が広告・宣伝の不適切文言を削除	
テレビCM	5行がテレビCMを制限なく実施	全行が貸金業の自主規制ガイドラインと同水準まで縮小	
業績評価	5行では営業店・行員に対する目標設定あり。	不適切な契約を招きかねない問題事例は見られないが、1行がカードローンと他の消費者ローンの同時販売を奨励	全行が同時販売奨励を行わず
カードローン以外の消費者向け貸付への対応	3行がカードローン以外の消費者向け無担保貸付について、カードローンと同様の措置を講じていない		全行がカードローンと同様の措置を講じる動き
営業推進	1行が顧客の借入希望額を上回る融資額の増額勧誘等を実施	全行が顧客の借入希望額を上回る融資額の増額勧誘等を行わず	
内部監査	1行がカードローン業務を内部監査の対象とせず		全行がカードローン業務を内部監査の対象に

5. 今後の対応

銀行カードローンの業務運営については、全体として、申し合わせや中間とりまとめを踏まえた融資審査態勢の見直しや広告宣伝の見直し等、業務運営の改善に向けた取組みが進んでいる。

保証会社審査への依存についても、年収や借入額と代弁率の関係の分析の実施や銀行取引情報の活用等により、銀行として保証会社の審査に主体的に関与する動きが進んでいる。当庁としては、関与の充実に向けて、取組みを促していく。

他方、融資実行後の途上管理については、一部に年収証明書の再取得等の動きが見られるものの、取組みの進んでいない銀行が多く、進展を注視していく必要がある。

今後とも、多重債務の発生抑制の観点から、各行の業務運営が適切に行われているか、引き続きモニタリングしていくとともに、今回の調査で取組みが不十分と認められた点については、ベストプラクティスの収集・共有や対話等を通じて具体的な改善を促し、業界全体の業務運営水準の引上げに向けた取組みにつなげていく。